

バラスト兼用倉の倉口蓋に関する事項

改正規則等

鋼船規則 C 編

鋼船規則検査要領 C 編

改正事項

バラスト兼用倉の倉口蓋に関する事項

改正理由

IACS において、ばら積貨物船、鉱石運搬船及び兼用船以外の船舶（コンテナ運搬船や一般貨物船等の船舶）の貨物用倉口に関する要件を IACS 間で共通とすべく、2011 年 5 月に IACS 統一規則 S21A が制定された。本会も同統一規則に基づき、関連規定を鋼船規則に取り入れている。

当該規定が適用となる船舶のうち、バラスト兼用倉を有する船舶の倉口蓋にあっては、当該規定に加え、バラスト漲水時におけるバラストによる荷重に対して十分な強度を有する必要がある。しかしながら、現行規定においては、具体的な取扱いが明確になっていなかった。

このため、バラスト兼用倉の倉口蓋に対し、バラスト荷重の取扱いを明確にすべく、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) バラスト兼用倉に設ける鋼製倉口蓋及び倉口縁材は、バラスト荷重に対して十分な強度を有するよう特別な考慮を払う必要がある旨規定した。
- (2) バラスト兼用倉の倉口蓋及び倉口縁材について、バラスト荷重を考慮した標準となる強度要件を検査要領に規定した。

改正条項

鋼船規則 C 編 20.2.14

鋼船規則検査要領 C 編 C20.2.14